

\*\*\*\*\*

SATO 社会保険労務士法人より

## 雇用促進による税制優遇制度のお知らせ

\*\*\*\*\*

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が新たに創設されました。

### 【内 容】

一年間（※1）で5人以上、且つ、従前（前事業年度）より10%以上従業員を増加させ（※2）、下記要件を満たした事業主に対し、従業員の増加一人につき20万円の法人税税額控除（※3）が受けられます。

※1 平成23年4月1日～平成26年3月31日までの期間内で始まる事業年度を対象とします。

（本件の適用年度となります）

※2 従業員は、雇用保険加入者に限ります。

（雇用増加割合＝適用年度の雇用者増加数÷前事業年度末日の雇用者総数）

※3 当期の法人税額の10%が限度となります。

中小企業の場合は、下記に置き換えます。

- ・ 1年間で5人以上 ⇒平成24年1月1日～平成26年12月31日までの各暦年で2人以上増加
- ・ 20万円の税額控除（法人税額の10%が限度） ⇒ 20万円の税額控除（法人税額の20%が限度）

### 【要 件】

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度における給与等の支給額が、前事業年度の給与支給額に雇用増加割合を反映させた支給額以上となっていること

※ 計算方法については、下記ホームページよりご確認ください。

- 風俗営業等を営む事業主ではないこと

## 【手続き】

- ① 事業年度開始後 2 ヶ月以内（※1）に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画（※2）を作成し、事業所を管轄するハローワークに提出。

⇒ハローワークで計画開始の確認印が押され返却されますので、その原本は事業主で保管します。

※1 平成 23 年 4 月 1 日～8 月 31 日までに事業開始年度がある場合は、10 月 31 日が提出期限となります。

※2 雇用促進計画のフォーマット、記入方法は下記ホームページよりご確認ください。

- ② 事業年度終了後 2 ヶ月以内（個人事業主については 3 月 15 日まで）に、事業主で保管していた雇用促進計画に雇用増加数を追記し、ハローワークに提出。

- ③ 計画終了の確認印が押された雇用促進計画が労働局から届く。

（②から 2 週間～1 ヶ月）

- ④ 確認を受けた雇用促進計画（③）の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告

⇒本件適用となった事業年度の法人税で優遇制度が適用される

「雇用促進による税制優遇制度の詳細」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

その他、下記事項についても新たに創設、拡充がされております。

- 次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度の創設
- 障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇制度の拡充

詳細については、下記ホームページよりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>